大野町商工会

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）・小規模企業資金（県小口Ｚ）をご利用の皆様へ

令和７年度利子等補給制度を実施します

申込期間【令和7年分】
令和7年6月1日（火）～令和8年3月31日（水）

ご利用いただける方

大野町商工会が日本政策金融公庫へ推薦を行った小規模事業者経営改善資金（マル経融資）及び小規模企業資金（県小口Z）の利子・借用保証料を支払っている小規模事業者（町内に主たる事業所を有する個人事業主又は本店を有する法人）

利子・保証料補給率

50%

補助対象期間

初回の利子支払日の属する月から

36ヵ月間（3年間）

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）とは

小規模事業者の経営をバックアップするために無担保・無保証人で商工会の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の公的融資制度です。

小規模企業資金（県小口Ｚ）とは

低金利・固定金利の岐阜県の融資制度です。小規模企業者を対象とした保証制度です。

詳細は大野町商工会にご確認ください

お問合せ先

● 利子補給制度・マル経融資・県小口Ｚの申込について
大野町商工会までお尋ね下さい
TEL　0585-32-0667　FAX　0585-34-3370

詳細は裏面参照

令和７年度大野町商工会利子等補給制度について

大野町商工会利子等補給交付要綱により、日本政策金融公庫の「小企業等経営改善資金貸付（マル経融資）」と岐阜県信用保証協会の「小規模企業資金（県小口Ｚ）」の貸付制度で利子等補給を行うものです。

この利子等補給制度は上記の２つの制度融資の実行について、融資を受けた事業者のうち設備資金・運転資金（事業用１００%使用に限る）に限り、借入から３年間の融資利息及び保証料の２分の１を限度とします。

■利子等補給対象者

町内に在住する個人又は事業所を有する法人等で**商工会員（３年以上）であり、商工会を通じて金融あっせんを受けた小規模事業者等**

① 原則６ヶ月以上、商工会の経営指導を受けていること（マル経のみ適用）

② 最近１年以上、同一商工会等の地区内で事業を営んでいること

③ 所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税（均等割を含む）を完納していること

④ 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫等の非対象業種でないこと

⑤ 利子補給を受けようとするものは、利子補給受けた後、５年間は利子補給を受けることができない

⑥ 利子補給を受けようとするものは、共済制度に１口以上加入するもの

■対象融資制度

日本政策金融公庫の「マル経融資」及び県信用保証協会「県小口Ｚ」の制度に基づいて行われた融資

■利子補給の限度額

借入から３年間とし、１年間の合計支払利息及び保証料の２分の１を限度として利子等補給を行う

■融資限度額

「設備資金」及び「運転資金」を対象とする

「マル経融資」「県小口融資」２，０００万円以内

■利子補給の申請

貸付実行１年経過後に大野町商工会利子等補給申請書に掲げる書類を添えて商工会長に提出する。